



自力で除雪や雪下ろしが難しい方へ

福祉除雪サービス・雪下ろし費用助成

除雪や雪下ろしが困難な下記の対象世帯に対し、間口の除雪サービスや雪下ろし費用の一部助成を行います。サービスを希望する方は、早めにお申込みください。なお、電話での申請は受け付けしておりません。

福祉除雪サービス

対 象 世 帯	次の<u>すべてに該当する世帯</u> ① 自力による除排雪ができない世帯 ② 除排雪について近親者や近隣から援助がない世帯 ③ おおむね65歳以上の在宅高齢者世帯、 及びこれに準ずる高齢者または障がい者世帯 ※サービス期間中に自宅で生活しない世帯は対象外です。 <例> ・ 施設に入所中、または病院に入院中の方 ・ 冬の間、家族や親族の家で生活する方
作 業 内 容	早朝の道路除雪によって居宅の出入口前に堆積した雪を、道路に面した間口の1m～1.8m幅で除去します。 ※除雪車が稼働した日は、毎日作業を行います。 ※道路から玄関までの部分など、<u>作業内容以外の除雪はできません。</u>
実 施 期 間	令和8年12月～令和9年3月
作 業 時 間	午前7時～11時の間 ※作業時間の指定はできません。
利 用 料	1シーズン 8,000円
利 用 料 の 納 付 方 法	利用決定通知に記載の方法により、利用料をサービス開始前に納付していただきます。
利用の決定	世帯状況の調査や現地確認を行い審査の結果を11月中旬を目途にお知らせします。



< 申込期間 > 10月1日(木)から10月30日(金)

※郵送提出の場合は、10月31日(土)当日消印有効

※申込期間を過ぎるとサービスを利用できません。お早めにお申込みください。

■申請書提出先

湯沢市役所 本庁舎1階 長寿福祉課高齢福祉班
稲川 雄勝 皆瀬 の各総合支所窓口

■お問い合わせ

TEL:73-2123(高齢福祉班)